

を振て、羞を含の貌を為す。予思ふ。蓋し予が見物を諷嘲するかと。従侶に聞けば、常日毎時斯の如しと。我れ笑て過ぐ。船の艫辺柁を持する処、獸面等皆珠玉を欺て飾れり。觀茲に至て終れば、戲場を出づるに、尋常の出入する、狭口窮路して入る処は、傍に見て、かの筵壁を毀て門の如くし、我が主従爰より出づ。時に戲場を司令する者、小大悉く地に伏す。従行の者竊に云ふ。恐くは御成に劣らじ。予聞て天言とし、戒慎恐懼、早く寺内を去り、女侶を前驅せしめ、又隨身門より出て、駕を率へ徒歩して、伴従の客と話しし、思はず酉宵に帰り、荘内に飲宴して、安に就く。

往文有り茲に追附す

五月十二

おこし

衡改

猶々近日浅草寺奥山世俗評判之唐船を觀に参る筈に仕候。白昼は憚候条、以三夜陰可レ到と存候。冀くは林夫子と同伴と思候が、逆も不レ協

と思断絶す。 以告 林答可笑

〔七〕故の聞老、前の浜田侯、仙石氏騒動のとき、行届かざることに就きて退役し、隠居仰付られたるは、世に普く人知る。然るに又風説々々、何とも氣の毒千萬なり。其一事の顕明せし者は、朝鮮国竹嶋え渡海いたし候一件え携候もの共名

前

今般大坂町奉行より引渡に相成候渡海いたし候もの共

松平右近将監領分石州那賀郡浜田松原浦(今の浜田侯。旧領館林今津屋きく方に無人別に而罷在候當時無宿金清事

六月十日井上河内守様え 引渡に相成候 八右衛門 申三十九才

松平隠岐守御預所 豊州草賀郡小豆嶋

馬木村船乗 重 助 申四十九才

同 松平安芸守領分 茨州豊郡諸口村

同 瀬戸田町同 新兵衛 申三十四才

同 前番 小豆嶋同 平右衛門 申六十二才

同 同 同 同

安治川南二丁目 播磨屋右衛門借屋

淡路屋 善兵衛 申七十才

同 引合候迄に而渡海は不レ致未呼出に不レ相成も

中嶋町 玉屋宗兵衛支配借屋

中国屋 庄 助 申五十才

江之子嶋東町 長門屋伝蔵借屋

藤三郎 申四十三才

橋町 大和屋喜兵衛借屋

定 七 申四十九才

富田屋町 大津屋茂兵衛支配借屋

清左衛門 申三十才

海部堀川町 伊勢屋 与兵衛 申四十七才

右一件に携候趣相聞候

此度呼出 松平周防守家来家老 岡田頼母

同 年寄 松井 凶書

同 嶋崎梅五郎

同 嶋崎百八郎

同六月十四日揚屋入 江戸詰 大谷 作兵衛
同 同 同 村井 萩右衛門
同 同 同 三沢五郎右衛門
同 右頼母召仕 橋本 三兵衛
呼出に不レ相成。渡海之儀には不レ携候由 林 早右衛門

申六月十四日、御用番水野越前守様え差三出之一、昨十三日、私家来大谷作兵衛、三沢五郎右衛門、村井萩右衛門と申者、井上河内守尋之儀有之候間、同道人差添差出可レ申旨に付、則差出候処、尋之上吟味中揚屋入申付候段、今日家来之者え申渡有之候。此段御届申上候。以上。

六月十四日 松平周防守 又一紙を得。其所載、恐くは写誤脱字あらん。徒々得るに随て綴す。

石州廻船問屋

会津屋 清 助

右清助様 八右衛門

右親清助と申者、先年浜田屋敷え大金之損毛を懸

け、清助は死去致し、家名絶候故、六ヶ年前、粹入右衛門江戸屋敷へ願出候は、年来親御厚恩を受、其上多く御損毛を懸置候間、為冥加浜田沖竹嶋と申方に魚沢山に付、漁被_レ仰付_レ候は、年々御運上可_レ奉_レ指上_二候。御聞濟浜田御役人えも其段被_レ仰渡、八右衛門は浜田え指戻しに相成候処、押而取斗候由。

右竹嶋は浜田領沖郷之嶋に而無人嶋に而、朝鮮向之嶋に候処、大嶋に而、日本之刀剣之類を魚獵船へ積込、漁船之姿に而異国人と交易を致し候由。刀剣は江戸井諸國より集め、道中筋は浜田用物之会符を用候由、一件。

後或侯と某の邸に会宴し、談話の中この竹島のこと
に及ぶ。杯行の際、酌に立つ者曰。聞く竹嶋と名づくる者は、其地竹最多し。因て然り。この竹、冬分は雪を冒て僵し、遂に海に没す。春に至て漸く起く。然るに海中に在りしとき、鮑その枝葉に著くこと毎に多く、来人取て賈利とす。

〔ハ〕この度、館林と浜田と所替のことに就ては、諸ろ集説の趣を録す。

○予が留守曰。館林城、先年家居焼失して、未修營なし。因て前城主は、其まゝに引渡すべき心得の所、公定協はず。因て修復のうへ、新城主へ引渡すに成、旧主は失費多きに当惑し、新主上下は歡樂舞踏すと〔新主は井上侯なり〕。

○前浜田侯この度の一件、過去し出石の不念は、事重けれど、弥々遠き慮となりて、無慮の竹島は、異邦に拘れば近憂の沙汰に逮ばん。されば改易、或は御預けなど、当罪か。要するに其位に在らざる者の言也。下皆これに倣へ。

○或る御家人曰。聞老中、聊も私計有る者は、改易に処す。されども当世の政とせば、五千石を改下して、其家名は存すべきかと。

○留守伝聞す。右の云云は、前浜退職の頃より、公辺へも仄に聞へたるが、鎖細に露頭せしは、この頃のことにて、因て家臣を呼来して、虚実を討定せら

又聞。この竹島の竹と云、前の浜田侯の官邸、私室に多く用ひたり。茶室にも用て、方柱の如しと。すれば前侯彼地の通路も、言ふ可からざる事有らん。新閣老脇中書、彼の退邸へ移入て、親しく視し杯伝聴す。

又悪計以為_レ直者_トとかや。邸中自_レからの厠は、床下に玉川の流水を引て、高野山などの川屋の如く造り成せしと。高野は不浄を去るの為なれど、彼侯は奢侈にて有りしと。

人曰。前に呼出しの姓名中、岡田と云へるは、防州の家には、殊に由緒有る家にて、彼侯には大祿の者なる由。或人曰。以前、官よりの御附人なりと。何れの代のことによ。抑々何の故なるや。今審にせず。又松井圖書と云は、防州の同姓。防州の祖先は、『藩翰譜』に、周防守康重、其父同康親。康親初は松井左近忠次と称す。蓋この末か。されば防州の家族なり。或人曰。此者浪華に於て揚舎_トに入りしと。何にても笑止なること也。

るゝとぞ。

○又云ふ。呼来せる重臣輩、罪に伏し、己が有として、若し自殺等に及ば、其主は知らざる姿にて、其家には拘るまじ。されども予め発覚のうへは、所謂_ト於_レ蘇_レ魔_レ氣_トにて、無益の死を為すべしと、評嘲す。

○予が邸に年頃出入する石匠、館林邸にも出入して、既に彼地域郭の修理にも赴たり。この石匠曰ふ。この竹島一件、市中の説には、朝鮮より人參を植置たるを、我が人到着して盗取る旨、朝鮮より対州へ告来り、対州より届に及びたるを、浜前侯勤職中ゆゑ、執揚ずして済しを、この度復頭はれ、前侯申開きむづかしからん杯。

○又曰。前館侯浜田へ国替は、実は迷惑の旨に聞こゆ。彼邸中の話に、今度更替の入費ばかりにて、先き五六年の物成だけはかゝる故ゑ、遷て難洪とも云べきか。是まで館林は、公高六万石にして、私取十萬石に踰たる物成を、浜田も六万石の公務、館林の私取と相比て、三四万石の増入に及べども、彼領

へは二百何十里程の遠き、館林の近隣とは、往來の失費、多少懸隔など。

○この度、新浜侯の家中臣庶困るは、前の館林領は近郷ゆゑ、薪材炭など、領産を領侯の手船五艘とかに積んで、日々にかの領地より江都に達し、邸内の役所にて上下の別を分ち、向々へ配当せしが、浜田と替りては、皆他より買購の物となり、土庶給物外の入用を倍し、頃日都合違ひ、頗る難渋に至ると。

○又市説には、竹島、近頃は家居舟に庫など多く建て、吾邦の甲冑、刀剣、米、紙、又大判金なども渡し、異国と交易に及ぶ。是等に拠るか、当都近來紙の価騰れりと。これ等は私買の盛んなる由り、如斯歟と。

○或は曰。竹島にては朝鮮と交易すと。因て是まで対州へ向けたる物聚らずして、竹島へ散ずるゆゑ、対州四五年來、四五万鐐の損高に至れりと。

○司天館の人云。竹島の交易は、朝鮮には非ずして、彼島を中途として、清土へ船を遣し、唐物と交易す。

然るゆゑ、竹島に役所を設け、役人其処に會し、これを行ふと。

○又曰。彼島は膏腴の地にして、材木夥しく、往昔よりの古木数知れず有て、一樹千金に當るもの有り」と風聞す。

○或人曰。浜前侯閣老中、竹島にて漁獵せんことを願請せし者有りしを、同列と議せしに、同列は然るべからずと有りしが、前侯一己の差図落にて、彼島の渡船始りしと。是等は侯弊後の追嘲か。

○前の石匠曰ふ。館林城焼後の管作は、既に一昨年修理成て、彼匠も親しく往見たり。因て此とき修理を助けし工匠には、褒賞として扶持を与へられしも有りしと。されば嚮の留守が聞は信無し。

○邸外の者云ふは、前の浜田の所為は、竹島を出張所として、諸物を取調へ、大船に積で直に清國へ渡して交易す。又竹島より我が地方へ運送するには、漁舟体、目だゞざる舟に積で來商せしと。

○又件の清器をば、備前の岡山、又下津伊、筑前博

多等へ向け売り弘めたると(この売船も、海中或は泊処などは、人目を忍びて、漁舟などの如く欺しと)。

○又此度のこと、邇も竹島へ響しか、彼嶋出張の家頼二人自尽せしと風言す。是等忠か不忠か、義か仁か。

○盜賊方同心曰。前に言し如く、御当都近頃俄に紙価の貴くなりしは、全く竹島渡りに多くひけて、外國の有と成る故とぞ。定めし何ぞ罪人の白状に拠りつらん。

竹嶋追加

或人曰。竹島一件の発端は、先頃召捕らるる船頭八右衛門、数年以前同所へ漂着し、上陸の上見廻れば、此島材木は左ほどなければ、竹殊に美ごとにして、二尺四五寸廻りなるも有れば、切取船積にし、持帰売払たる所、直段能利分有るに就き、夫より年々渡では、切取商売する末、右の場所にて魚漁を始めなば、格別の利潤も有べく、すれば大勢引連往かずしては叶はざれば、其旨領主浜田へ願出たるに、江戸

屋敷へ出て願べき様申きけ、八右衛門は当地へ立越、願出たるに、領主防州御役中ゆゑ、容易に指図の筋ならず。因御勘定所の方へ内々問合ふべしと、其勘定奉行の大谷作兵衛へ申付て、御勘定吟味役中村長十郎へ内何せし所、右は地方掛り組頭ならでは難分とて、長十郎より組頭兩人へ問合有たるに、右場所は朝鮮國の島にて、素より渡海魚漁採は、決して叶はざる場、夫のみならず、竹木等切取たるは、殊に不便宜、書面を以て返答有たる故、長十郎右紙面に添書して、大谷へ答しを、防州承知有て、八右衛門は在所へ差歸し、國家老岡田頼母方へ、この趣申越すべく申付、其後在所にて、頼母よりも願の趣叶はざる段達したるに、八右衛門の渡海は止まず、風聞不便宜ゆゑ、所払に成り、当時無宿の由なるが、猶彼嶋へ渡海し、竹木切取売払ふに就、追々外組合のものも出来て、当春大坂に於て彼町奉行矢部氏の手にて、八右衛門始め都合五人捕へられ、吟味せしに、防州聞濟にて右の次第の旨申立たるに就、大坂限の

吟味なりがたく、当六月当地へ送り、寺社奉行井上氏の吟味に移るに就て、大谷作兵衛外兩人も呼出、尋の所、前段の如く、先年御勘定方へ内々承合の上、渡海差留候始末申啓き、此度のことは、防州は勿論、江戸役人も聊存せざる旨答申たるに就き、御勘定方よりの書面出すべき様申渡の所、右は先年かの在所表へ指越をき、此方へは役所帳面に留置きたるが、先頃役屋敷類焼の砌り、焼失せし段申達たるに、然らば右様大切の留書、焼失候は、早速在所へ申遣はし、写し置くべき所、此方へ無き由、申訳不都合の故を以て、揚り屋入となる。

但、三人とも六十内外の老人ゆゑ、若揚り屋にて病死に及では不し済由にて、石川侯へ預けとなる。國家老岡田頼母、松井図書、江戸へ呼出しを聞き、竹島一件は聊知らざる筋なれど、防州先役中と云ひ、且留守政事をも取計る身分、申訳無き趣を以て、在所にて切腹せしと。

又此内実は、頼母が家来橋本三兵衛と云者、八右衛

門と馴合ひ、主人頼母承たる趣に取成し、右の始末に及べば、実は頼母知らざる旨に聞へ、因て三兵衛呼出有て吟味中の由。

件の体なれば、防州の不念にも成るまじきか杯、人云。

○以上のことは、何か風声に斉しけれど、この八月六日に、陽岸の愛日楼を訪て談話の中、主人云には、楼下を日々に竹島一件の預け人、数挺の駕に乗せて往来すと。されば今に畢らずや。

又檀寺永昌寺が、寺願にて寺社司井上氏に出たるに、防州の臣とて七十人許り、麻上下にて聚合しるたり。定めし竹島云云ならんと。

又予が留守の記には、

松平周防守様御家来

大谷作兵衛

三沢五郎右衛門

村井萩右衛門

大橋三平

松平 亘
右石川日向守様御家来え御預け

松原浦無宿

八右衛門

大坂安治川南二十日

善右衛門借屋

善兵衛

右伊東播磨守様御家来え御預け

松平周防守様御家来

嶋崎梅五郎

右酒井修理大夫様御家来え御預け

復追

○或人の親しく語りしは、堺の鉄砲匠に、数挺を注文してこれを彼国へ贈り、又弓をも数張贈り、刀剣をも贈りしと。皆商売の為なるが、何にも自他の差別なきこと、歎息すと。「予曰。これより豊閣朝鮮攻の方ぞ、追は善し。

○立造話る。この度質問のうへ、八右衛門三平兩人とも、其身限にて、防州の有司も知らざる。ことの由

なるが、彼の刀剣類を当地より買下したる、道中荷物の会符札に、防州の荷物と書たるに不審かり、復質問に及ぶと。

○或人曰。先日防州の國家老兩人自尽の屈有りしとき、今の防州差扣を云達しられしに、先それに及ばずと沙汰ありしと。先と云へば其後有らんと、人訝ると。

○件の兩人自滅の見分として、町与力より行しと。其中死者は、石灰に漬て置ける由。

○風評す。防州浜田より棚蔵へ所替なれども、此一件起りて、彼地へ往くこと暫く延引ありと。定て困迫なるべし。

○盜賊方向心某、何れより聞たるか、来り話するに、前の防州は、何とか申訳難義なるべし。第一は抜荷の一条、重く聞こゆ。其中に黄金(金判の大なる者)多分他国へ渡したる旨、総じてこの黄金の吾が那内に有る数は、七千枚とかなるを、追々穿鑿あるに、當時は二千枚不足して、行方を知らずと。

又曰。吾國の紙、異國へ渡る拔高夥きことなれば、この騒ぎよりは、當時紙の価下落すべしと。
 〇又曰。右の抜荷露頭せし初は、前の領主浜田を退き、当領主前の館林侯の領に更りたれば、知らずして着岸せし、前の抜荷船の帰津より、新侯の届有りて、斯の如しと。

〇或人曰。この竹島渡りには、仙台の人より米十方石をか買取る者有て、是を外國へ饋りたる由。然るを仙台侯にて其者を捕へたるが、表立て公裁に違はば、露頭の弘まざるを憚りかれ、彼領、手ぎりの執計らひにて済かと、風聞せり。

〇或方の用人、此方の同役に語りしは、浜田のみにもなく、越後長岡侯の家頼も、何か同事にて呼出ありしと。

〇町同心云ふ。浜田遠邦通ひのことは、彼所のみとも云はれず。北国辺海つきの処は、外も多く有りて、かの同心の同役などは、かの御用筋にて北國へ赴しも有り。思はぬ所々にて、官辺も心配届かぬるか。

又前浜の江戸家老、松平亘と云者は、先年八右衛門竹島願には一切拘はらざれども、役柄なれば聞は及びぬるに、又前浜御役中のことにて、某の処書画会に亘出たる席上、対州の家老に邂逅し、語話の中、昔年竹島を朝鮮へ与へられし故は、何なる子細やと問たれば、対州家老の答には、これは某主の先代、太閤薨せし後、朝鮮御和交のこと取計べき神祖の命を承て、段々の御趣意有て、竹島を朝鮮へ授けられたり。又この御和交一件に就て、文書數通これ有るを、見せ申さんと約束し、其後程経て其文書を遣したるを、何心なく借受写置たるが、此度の一件にて、右の条仄かに公庁に聞へ、対州へ尋有たる所、右は先防州御役中のことゆゑ、何か内密入用の筋も有てのことと心得、亘方へ差出したる旨、答申上て済たるが、亘方へは何かの故にて借写たるやとの尋有たる所、固より主人の用にも無く、大切の文書を、自分慰に借受たるとも申述難く、今更御答に当惑し、夫ゆゑか御預けに成りて居ると云。

〇又或人の云ふ。薩州も同事多し。夫ゆゑか、権辺に其難を防ぎ有るか杯、風言す。

〔六〕或儒師の云。前浜侯竹島一件は、最前八右衛門申口には、浜田の家来某に兩人、鉄砲五丁渡し、又大坂にて、八右衛門船出の節、右兩人より入用金出したる杯の趣なれば、其家来兩人を井上氏にて質問有たるに、兩人とも聊覚無き旨申立、又是のみにては疑はしくも有るべきまゝ、八右衛門へ対決せられ給はるべしと願て、即八右衛門召出し対決に及ぶに、素より面体も識らざる程にて、一言も無く閉口せしゆゑ、家来兩人はもと屋敷へ帰され、八右衛門は尚又詰問有たるに、彼の云々は素より偽を云掛けたるにて、前浜を始、家来杯へ恨有るにも無ければ、大坂にて詰問のとき、竹島の渡海は云ふに及ばず、朝鮮人と少の交易せしことまで残なく白状したれども、尚其外にも隠慮有べしと、度々の拷問堪難く、苦忍を凌ぐべきため、虚言に跡形なき偽を申出たる由にて、追々前浜斥取も立べく旨。

〇又語る。越後新潟へは、先年より薩摩船唐物積來たるが、年々三百艘づゝ相定りぬ、多分藥種、朱の類を積來りたるを、御当地其外藥種屋杯、新潟へ手代を遣し、買受來し由。又朱は樽積にして、纏節と名づけ、会津其外塗物器を造る所々へ相廻たるゆゑ、夫にて東國の所々朱ぬりの品は、上朱を用ひ出來すれども、中々長崎より廻る朱にては、逆も右様の器物は出來ず、既に御当地の朱座杯も、同所へ人を遣し、右の朱を以て御用弁を為したるを、是は新潟表へ追々右代の引包出來て、當時は買受ること叶はずと云。

又右の如きの所、先年牧野閣老退役の前年より、領分新潟表の唐物、敵敷穿鑿有しより、薩船同所へは來らず、加州其外所々へ着船する体になり、凡この薩船五六百艘にも及べば、却て官の手も届かね、且藥種も定りたる入津場無ければ、手代遣し買取ることも不弁理となり、御当地の藥種高直に成りたる由。又この薩船は、格別大船にも無く、一艘の金數、凡

千両程の荷高と云。

△長崎の人語す。去年來彼地にて唐人抜荷のこと嚴敷執正し有て、一通りは取締るべくが、是まで抜荷改方に掛り居たる役筋の者どもへ、密買致す者より相応歩割を以て金を出せば、夫にて見許し置く体の風俗にて、なか／＼手に及ばざること、密に語れり。

〔一〇〕前に云ふ、竹島発露のおり、防州の國家老浜田にて自殺のことを記して、又町与力検使として彼所に往しを記す。然るに頃、或儒者の語を聞けば、又前件と異にして耳を傾くるに至る。曰ふ。検使、抵て戸を視るに、其顔容忿怒の色を存して、全く自尽と為すべからず。又死者の席を更て新席とし、近間の処の板敷をも皆新にす。例、変死者者に検使あるときは、幾日を経ると雖ども、其噴血染滴の状を改めずして、検使に視示することなるを、総じて前の如にして、徒死者を臥さしめたる迄にて、自尽せし体なし。検使還て実を以て白す。官因て疑を起し、

再び防州の臣等を招致して、復詰問のこと興る。又

町与力検使として、斯く速ぎに行きしことは、此度新例なり。其ゆゑは、御徒士目附、御小人目附、検使として行くことは常なれど、然るときは路費、官の御入用となるまゝ、与力同心等にては、町の闕所金より出用して、官には拘らざれば、此度始てかの与力を当たり。且発足に臨んで、町奉行某、与力に懇諭するに、今其身速ぎに赴くことは、全く新例として事の弊なり。然るときは、若し陰懸のことあらば甚だ事に害あり。因て実を以て正言せば、我汝の勤功を建言して、出身の階たらんと。与力迺ち精志純言、悉く告て遺漏なしと。

〔一一〕或処の語に、評定所か、彼の竹島一件吟味のとき、最初の竹島通ひ交易は、対州が起りにて、此事雲州の港を経ざれば、通路成らざる訳にて、この國にて手引の者有り、夫より越後の間屋三家、この荷担の者なる旨白状す。三奉行の中、其処の領主有て、この口上を聞き、其評席散ずると、己れが邸

へ還らず、直に執政某侯の邸へ往き、謁見を請て曰。

白洲罪人の口状、某領國に拘はる。何か心得べきやと。執政応ふ。捕ふべし。領主即早追を以て領処に命じ、この數者を捕ふ。然るに先達て彼疑有て、隱密なる者越後に到て、彼の家々を索るに、はや昨日領主の沙汰に依て庸に就と。人以て領侯の捷忠を賞美す。

〔一二〕(丙申)前の防州、今隠居して下野守、斯人も笑止なることにて、又々關老大加州より、封書を以て、十月廿九日御尋有り。依て当防州差扣を伺ひしが、月次出仕差扣の格に心得べしと、附札を以て指図あり〔当防州、新領棚倉へ御暇の後ゆゑなり〕。斯の旨、彼家来より告ありたり。然るに復、十一月十日に、野州方へ前人より封書尋あり。依て防州復指扣何の所、復又前件の如くに指図有たり。右の告十一月十一日なり。是等何かなることか。察するに竹島のことなる当し。

〔一三〕後復翌月に、予が留守へ、彼家臣より左の告

あり。其文。

以手紙致啓上候。然ば元御領分石見國松原浦八右衛門儀、竹島渡海目論見之儀に付、御隠居下野守様永御蟄居被仰付、依之、周防守様御差扣之儀、御用番様え御先手千村彈正少弼様を以被成御伺候処、御目通差扣之格に可被在之旨被仰出候。右為御知各様迄可御意旨被仰付。如此御坐候。以上。十二月廿五日

右に就き留守が云しは、永蟄居と云ことは、格別に重き御咎にて、軽き輩なれば、遠島に相当すと。然ること乎、聞くまゝに記せり。

是に就き云ふは、四五年前のことにて、当真田伊豆守のもとに、談すること有て往しに、晤話の中、松前の隠居祐翁がことを云いで、〔祐翁は豆州の縁家なり。予も少年の頃は、祐翁とは懇交の人なりし〕、此祐翁、寛政中か、異國通路のことに依て永蟄居仰付られしとき、土蔵の裡に在て、曾て外に出でず、何年とか蟄して居たり。其間には、長きほどなれば、

〔二六〕(丁酉) 七月五日、西帰の人を送る。迎品川へ往たるに、却て彼地の人は云はず、来客の中語るは、頃日、浦賀の辺に異国の舶来船とす。信なるか予曰ふ。知らず。定て復讞厄利亜の侶ならん。還て書もて或人に問ふ。答に曰く。然り。此事有り。はや去月廿九日に出帆して、何方に去しや、其所を知らずと。但し小田原侯と川越侯の人数、一番手二番手までの士卒出張して、銃弾を放つて近寄らざら使たれば、異船は澳懸して、吾が漁舟へ木綿に漆書せし書を授与へたりと。一帛には漢字に記し、一は密文を書したる也。計るに薪水を乞なるかと。或人未だ其密書を視ず。唯聞察耳。

〔二七〕 後七月の末、或人示す小記あり。読に、全く前段の船ならん。是れ浦賀奉行官呈の文なり。又、官の辺防備々、可_レ喜_レ。

当廿七日卯刻、三崎城ヶ崎御台場より早馬を以、当御役所へ詰番之同心より書面差遣候に付、早速開見致候処、今寅之中刻、御台場沖へ異國船相見へ申候

に付、御届申上候由申越候に付、与力同心月番へ早速申達、平根山御台場へ出馬仕候処、三崎御台場より余程当御台場へ近寄候に付、火術棒火矢に而、竹ヶ岡観音崎御台場へ為_レ相知_レ申候処、早速相図仕、其内最早南風強く、当御台場沖へ馳参り候に付、壹貫目玉より四貫目玉迄、数無_レ之打払申候処、夫より帆取直、久里浜沖へ相掛候に付、猶又壹番船式番船差出させ候処、高波に而寄兼候に付、久里浜へ相付させ、三百目玉五百目玉に而、百発程も早打_レ仕候。武器用意是又入念為_レ仕候。右百発程之内、三十発程も右船へ当り候処、夫より又々帆取直し、同八ツ時頃走出、伊豆沖へ罷出、夫より行方相知不_レ申候。右船より木綿大布へ唐様に而文字を書、乍_レ巡相流し、走出申候。右之品取置申候。此段御届申上候。

六月廿八日
平根山詰与力
中嶋清司
佐々倉寛藏

此者久里浜へ罷越、手当御届申候。

此者平根山御台場に而大筒火術指図仕候。同見習
合原重次郎
坂塚熊五郎
石山鑠太郎
中嶋三郎助
畑藤三郎
平根山に而相図仕候に付大筒手当御届申候。観音院御場所詰
此者病氣之処、御人少に而、少々快方故、御番所へ罷越。一番手二番手指図仕、下田丸御船用意も仕候。

右之段御届申上候。以上。
〔浦賀奉行〕 太田運八郎
〔内、朱書一校注〕
異國船より木綿大布へ唐様〔朱に而認有_レ之〕油紙に包、板に挟み、洋中へ流候文字

- 我請
- 乃老
- 明父
- 友耶 (耶は爺か)
- 要_レ愼 (愼は輪か)
- 水旱

〔二八〕 出石の仙石氏の騒乱も、其事久しく聞こへしが、尋で隠州の遠海、竹嶋とか云辺りのことに及ぶ。是に就ては、閑老松平防州の取沙汰善からず有しに、虚妄にも非るか、追々公裁のことに及ぶ。其略。天保七申年十二月廿三日 封廻状

- 死罪
- 松原浦無宿
- 松平岡防守家来
- 岡田八十郎召仕
- 大坂
- 安治川南二町目
- 新茂町
- 中嶋町
- 江の子嶋東町
- 橋町
- 新茂町
- 同
- 富田屋町
- 立売堀中之町
- 石州松原浦
- 八右衛門
- 三兵衛
- 善兵衛
- 源藏
- 庄助
- 藤三郎
- 定七
- 平藏
- 彦兵衛
- 清左衛門
- 利作
- きく

同断
酒代銀取上
口銭取上
急度叱り

大坂三郷を掃
江戸払
預け置木品取上
中追放
軽追放

過料三頁文

衛門の祖ならん。小鼓、小左衛門（これも、今の幸小左衛門の祖ならん）。大鼓、九郎兵衛（これも、今の葛野九郎兵衛が祖にして、長蔵と類せん）。源氏供養、熊坂の仕手、七大夫とは、今の喜多が元祖か。其脇、彦次郎とあるは（今の、高安彦太郎が祖なるべし）。然るときは、遇見よ、仕手、観世、今春、脇、新藤、春藤等。離子には、観世、今春、大倉、幸、森田、葛野とうち交れり。又七大夫も喜多とせば、同前なり。然れば、予が輩の僻言には、今の朝廷の御定めは、寛永先朝の蹤には非ざるが如し。然し東武より献せられし能とせば、其御差別有るにや。

『行幸記』の抄
九日御能之次第

かゝこ

もろこし唐代の巡狩は、まつりごとを天下にほどこし、わがてう北山の行幸は、名をこうだいにつたへたり。ましてや今は徳沢のあつきこと、重陽にさける菊の露つもつて、かねていく世のふちを

山科の新藤

あらはし、せいゐんのしげきこと、四つのかはらぬ松の色ふかく、猶もちとせの秋をしる。古今にたぐひなき君が代のためたかりける時とかや

三十郎	難波	新藤	小大次郎	又三郎	吉
七郎	田村	春藤	源九郎	太左	吉
七大夫	源氏供養	新藤権右衛門	長右衛門	長	蔵
三十郎	紅葉狩	春藤	新九郎	長	蔵
七大夫	道成寺	新藤	少次郎	長	蔵
七郎	三輪	春藤	長右衛門	又三郎	吉
七郎	藤永	新藤	源右衛門	惣右衛門	蔵
七大夫	熊坂	彦次郎	少左衛門	惣右衛門	蔵
三十郎	狸々	新藤	小左衛門	又三郎	吉
			新九郎	長	蔵
			左	又三郎	吉

〔七〕松原村無宿八右衛門が竹嶋渡りのことも、故

閣老防州失職の頃より、世上の泛説紛紛、官文俗記相互に集録せしが、或実家の手より一冊を看取す。これにて披雲白日、事畢れり（咲語に云。松竹は世に目出度き物と心得るたるが、斯の松竹は、甚忌々し）。

〔河内守申渡〕

申渡

松原浦無宿 八右衛門
大阪安治川南式丁目
善右衛門借屋
善兵衛

其方共儀帰牢申付る

橋本三兵衛

其方儀入牢申付る

一同申渡趣承へし

右 八右衛門

其方儀、石州松原浦に而船乗渡世中、北海筋渡海之節々見請る竹嶋を、朝鮮国附属の地とは不_レ弁旨雖_レ申立、右嶋は人家無_レ之、空嶋に而良材有_レ之、海岸魚類も多く、魚業伐木等いたすならば助成に可_レ相成と存付、出府之砌、元領主松平周防守家来三沢五郎右衛門、村井荻右衛門へ便り、領主益筋にも相成候由を以、同嶋え渡海志願之儀、大谷作兵衛え申立

置、帰村後右之趣は浜田表に罷在る同家家老岡田頼母事秋斎聞込由に而、同人召任橋本三兵衛より尋請、必定作兵衛外式人え申立る次第通達有_レ之儀と存、益地に相違無_レ之旨咄聞、追而右嶋はいづれの国地とも難_レ指極、手入等之儀は可_レ存止旨、荻右衛門より申越をも不_レ取用、再応執成之儀三兵衛え相頼候砌、右最寄松嶋え渡海之名目を以竹嶋え渡り、稼方見極る上、弥益筋に有_レ之ならば取斗方も可_レ有_レ之由に而、秋斎并同家来松井岡書も心得居る趣、三兵衛申聞る由、大阪表におゐる銀主共聞請宜鋪ため、同所周防守蔵屋鋪詰家来嶋崎梅五郎え三兵衛より頼之書状申請、中橋町庄助等を申劬、銀主に引入、殊右目論見中外不届有_レ之、領主より浜田入津指留、所払に相成る身分に而、元住所に罷在、大坂安治川南式丁目善兵衛其外のもの共乗組、竹嶋え渡海いたし、絵図面相仕立、又は立木伐採、既人參と見込紛、敷草根等持帰る上は、異国人に出逢交通等いたす儀は無_レ之とも、素より国界不分明の地と乍_レ心得、畢

竟元領主先代重御役柄中故、志願も成就可レ致哉杯相心得、秋齋其外之もの共え申立、既異國之属嶋え渡海いたし、立木等伐採持帰る始末、御国体え対し不レ輕儀不届に付死罪申付る。

〈伊賀守申渡〉

善兵衛

其方儀、竹嶋を朝鮮國附屬の地とは不_三相弁_一とも、元石州松原浦に罷在る八右衛門、右嶋え渡海相目論見、大坂江之子嶋東町藤三郎銀主に加る間、八右衛門え掛合向引受呉候様、藤三郎任_レ頼、八右衛門申合、右目論見中、同人は外不届有_レ之、領主より所弘に相成、以来八右衛門代に成、右領主松平周防守家老岡田頼母事秋齋召仕橋本三兵衛え引合、殊洋中に而外船より尋請るとも、浜田役筋より指図の儀は勿論、石州船之由も申聞聞敷旨、秋齋内意之趣三兵衛より承り、旁不筋之儀と乍_三心附_一右嶋え相渡、持越す木品等同人方え持参いたし、秋齋并同家来松平図書えも指出、猶又表立渡海差免有_レ之度旨、執成

相頼、追而沙汰可_レ有_レ之由之談請る後、藤三郎俱々阿州下助任村藤右衛門え右之趣咄聞、同人并新成町源藏其外之もの共、同様渡海相企る節も、藤三郎より手船借請、又は一応三兵衛え申聞る上渡海可_レ致杯彼是世話いたし遣す始末、不届に付大坂え差遣永年申付る。

大坂新成町
林兵衛借屋

船衆

源 藏

其方儀、竹嶋を朝鮮國附屬の地とは不_三相弁_一とも、元石州松原浦に罷在る八右衛門、領主家来より内意受、同人俱々大坂安治川南式丁目善兵衛等渡海いたす由に而、右嶋方之様子、善兵衛外傭人より阿州下助任村藤右衛門承り、同様渡海いたすならは徳分も可_レ有_レ之と同人申合、兼而雇入置水主阿州頼浦嘉兵衛外式人、并其以前八右衛門船に乗組罷越す芸州瀬戸田町新兵衛外傭人を案内に頼、類船讚州馬木村重助外式人一同右嶋え渡越、魚漁又は伐木いたし、既

出帆之節、重助より松平周防守家老召仕橋本三兵衛え渡海之趣相届る節、表立難_レ及指圖旨申聞る段承知いたし、如何旨乍_三心附_一渡海いたし、材木并草根等持帰壳払ふ始末、不届に付大坂え差遣永年申付る。

同所中橋町

宇兵衛支配

借屋

庄 助

江之子嶋東町

任藏借屋

藤 三 郎

橋町

喜兵衛借屋

定 七

其方共儀、竹嶋渡海御制禁之儀不_三相弁_一、石州浜田元領主家来共承知之上は無_レ子細_一儀と心得るとも、格別国地を離る場所え狼渡越す段、如何之儀と可_レ心得_一処、其節石州松原浦に罷在る八右衛門劔に随ひ、庄助、藤三郎は玉造八尾町半三郎をも申劔、銘銘徳用に泥み渡海入用出銀いたし、又は右嶋え之廻

船造立、定七は半三郎任_レ頼八右衛門等え之引合向引受、庄助は追而右目論見無_レ覚束_一存_レ及_レ断、藤三郎は手先善兵衛を八右衛門え差添渡海為_レ致、嶋方より持越木品等預り置、既同家来共より表立難_レ及指図筋之旨申聞る由をも、善兵衛備帆後銘々承知之上、藤三郎は善兵衛俱々阿州下助任村藤右衛門え竹嶋之儀咄聞る故、同人其外之もの共も渡海いたす次第に至、殊其節讚州馬木村重助え所持之手船賃遣、同人右嶋より持越材木類、定七壳払之世話いたし遣す始末、一同不届に付、藤三郎は預り置木品取上、中追放申付る。

〈御構場所書付読_レ之〉

定七は輕追放申付る。

〈御構場所書付読_レ之〉

庄助は大坂三郷を構、江戸払申付る。

〈御構場所書付読_レ之〉

但一同御構場所徘徊いたす間敷。

右 新成町

平 蔵
作兵衛代
同入下男
彦兵衛

相札、銘々市売いたし遣、口銭貰請る始末、不埒に付、右口銭取上、急度叱り置。

元松平周防守領分
當時松平右近將監領分 石州那賀郡浜田松原浦

清助後家 ぎ く

平蔵作兵衛儀、町内源蔵其外之もの共、朝鮮国附竹嶋え渡海之上、伐木いたす儀等是不存とも、同人任申、得と出所も不_レ相札、右嶋方より持帰る材木平蔵口入を以作兵衛市売いたし遣、口銭貰受、平蔵は右材木代銀兼而源蔵え壳渡置、酒代に請取始末、銘々不埒に付、平蔵は酒代銀、作兵衛は口銭取上、兩人共急度叱り置。

松平周防守家来

勘定頭 大谷作兵衛

元方役 三沢五郎右衛門

勘定役 村井荻右衛門

清左衛門

立売箱中之町

利兵衛借屋

利 作

其方共儀、阿州下助任村藤右衛門并讃州馬木村重助等、竹嶋え渡海之上持越す材木とは不存とも、右藤右衛門其外、大坂橋町定七任申、得と出所も不_レ

其方共儀、主人元領分石州遠海竹嶋は人跡絶る空嶋に而、魚漁伐木いたすならば益筋にも可_レ有_レ之由を以、右領分に元罷在る八右衛門、兼而渡海内願之旨申立る節、卑賤之もの申儀を猥取用、五郎右衛門、荻右衛門は作兵衛え吹拳いたし、同人は重役堀作大夫え申聞、指図請るとは乍_レ申、其筋御役人え及_二間

合、殊五郎右衛門并八右衛門も夫々在所え罷歸後、右はいづれ之國地とも難_レ差極、手入等は如何之旨挨拶有_レ之上は、不_レ容易儀嚴重に差止可_レ申処、右挨拶之趣、其節主人旧領に罷在る同役齋藤与左衛門并家老岡田頼母事秋齋えも為_レ心得申聞置様、作兵衛より五郎右衛門え及_二文通、同人は右之趣与左衛門等え申通、荻右衛門は渡海目論見可_レ存止旨、八右衛門え一応申遣迄に而、一同其儘に打過るゆへ、猶又同人彼地におゐて、秋齋其外松井図書等え便り、右之ものども心得を以内々渡海為_レ致、御困禁を犯す次第に至、右始末一同不埒に付押込申付る。

〈筆人正申渡〉

同家来
家老 松 平 亘

其方儀、主人元領分に罷在る八右衛門出府之上、竹嶋え渡海之儀、同家来三沢五郎右衛門外吉人を以、大谷作兵衛え申立、同人より其筋御役人え及_二問合処、右は何れ之國地とも難_レ差極、手入等は不_レ可_レ然旨申聞挨拶之趣、治定不_レ致迎猶穿鑿之儀、在所に

宗対馬守家来 杉村但馬

罷在る同役岡田頼母事秋齋より申越とも、右躰其筋におゐて挨拶之趣も有_レ之上は不_レ容易儀と心得、其初主人え申聞、取締方をも勘弁可_レ致処、宗対馬守家来杉村但馬え引合、先年彼嶋朝鮮國え御渡に相成節之宗家記録書拔等申受、秋齋方え差遣す後、右之趣主人え申聞る迄に而其儘に打過る段、八右衛門等右竹嶋え渡海為_レ致る取斗に馴合筋無_レ之とも、右始末不埒に付役儀取上、押込申付る。

其方儀、朝鮮國に拘る儀は主家重御役筋に付、是迄御尋等有_レ之節は、御老中方え家老共より直に申立る仕来に而、既今般竹嶋之儀奉行所より相尋る節も、右仕来之趣を以、兼而之心得方相伺、右は主家之規格なれども、異國え拘る儀は重き事に而、他え洩す間敷儀に付、右等之御趣意を以、公儀におゐても仕来通被_レ居置、夫々別段之御指図も有_レ之上申立る程之儀に有_レ之処、松平周防守家来松平亘、自己之心得を以竹嶋之儀承合砌、周防守先代重御役柄中之儀、

殊^{こと}勝手立入等之儀頼込折柄故、断も難^{むづか}し及抔不束^よ之心得を以、主人えも不^三申聞、右嶋先年彼國え御渡相成砌之記録等書拔、亘え差違す段、重役をも相動る身分不埒に付、役儀取上げ押込申付る。

橋本三兵衛

其方儀、松平周防守元領分に罷在る八右衛門出府之上、右領分より竹嶋え渡海之内願申立置趣、主人隠居岡田頼母事秋齋承込由に而、嶋方之様子八右衛門え相尋る段は、秋齋申付に有^レ之とも、追而右嶋は國界不分明に付、渡海目論見可^レ存止旨、江戸表に罷在る周防守家来共より文通有^レ之旨、八右衛門申聞る上は、不^三容易筋と心附、嚴重に差留、秋齋えも諫言可^レ致処、却而同人取斗を以差免に相成様、猶執成之儀、八右衛門より頼受、秋齋におゐても渡海為^レ致度様子に而、竹嶋而已差留米上は、松嶋之名目にて、風之模様^レに寄、竹嶋え渡越分は苦^ケ間敷哉、右は其方差働を以、八右衛門え申聞方も可^レ有^レ之抔密話いたし、其節周防守先代重御役柄、秋齋も家老

勳中故、旁追而表向差免之手心有^レ之、右躰申聞る儀と相察、成就いたすならば往々身^ま為^なる可^レ相成と存内々渡海之上、及^レ露頭^らならば漂着之姿に可^レ申成旨、暁と秋齋内意之趣に潤色いたし、八右衛門え申合、又は秋齋より同役松井図書えも及^レ内話躰見受、全同人申合差合儀と、是以推量而已之儀を、秋齋圖書心得居る間、大坂表におゐて八右衛門より銀主等為^レ引合るならば、程能取合具る様、同所蔵屋敷に相詰居る周防守家来え文通いたし、或は阿州下助任村藤右衛門其外之もの共も渡海いたす積之由申聞る節も、指図は難^ま成なれども勝手次第に可^レ相越^は、一己之存寄を以^レ紛^ま敷及^レ接^ま接、元来秋齋より申付有^レ之とは乍^ま申、素不^三表立筋と乍^ま心得、彼是執成申聞る故、八右衛門其外之もの共、不^レ輕御國禁を犯す次第に至り、右始末不届に付、死罪申付る。

松平周防守家来

無役 嶋崎梅五郎

海を相目論見、家老岡田頼母事秋齋并松井図書も厚差合居、銀主關繕に八右衛門上坂いたす間、右銀主

押込申付る。

共同合る節は程能挨拶におよび呉候様、秋齋召使橋本三兵衛より申越す逆、得と子細も不^三承^レ、同所中橋町庄助等、八右衛門同道罷越砌、右目論見兼心得居る躰に取合す次第、兼々右渡海之儀、同家来と申合儀には無^レ之とも、右始末不埒に付押込申付る。

同家来 家老 谷口勘兵衛

年寄 三宅矢柄介

其方共儀、傍輩岡田秋齋外人吟味筋有^レ之、奉行所より呼出に相成上は不^レ輕儀に付、右兩人親類等え心附之儀をも可^レ申談^二処、秋齋外人え一と通り申渡、銘々病氣之由に而発足延引之段申立る節も、其儘承置、既右兩人とも自殺いたし、殊右死骸手当いたし置、其筋え申立る後も、指図有^レ之迄は変死之場所其儘可^レ差置^二処、等閑にいたし置故、檢使以前、右之もの共親類召仕等差略を以其場を取片付る次第、重役之身分取斗方不行届、右始末不埒に付、兩人共

亦右衛門儀、親類松井図書奉行所より吟味筋有^レ之、呼出請る後自殺いたすに付、其場え罷越重立世話いたす節、遠國之儀故、死骸手当等重役共より申渡有^レ之処、右之通取斗上は無^レ委細儀と心得違、檢使以前自殺之場所取片付る始末、不束に付急度叱り置。

同家来馬廻 南亦右衛門名代 吉井秀右衛門

其方儀、主人八十郎幼年に付、家事向引請取扱上は、同人祖父秋齋儀、奉行所より呼出請る後、自殺いたすならば万端其筋之指図請候様、八十郎え可^レ申聞^一処、重役申渡通、死骸手当いたし置迄に而、檢使以前、一己之存寄を以^レ変死之場所取片付る次第、輕卒之いたし方、右始末不埒に付急度叱り置。

周防守家来

側用人

- 大岡権左衛門
- 林 品右衛門
- 大塚 鉄藏

齋藤与左衛門
 榎崎百八郎
 大森羽客
 与兵衛
 嘉兵衛

增山河内守家来
 大坂海辺堀川町
 天満拾丁目

根等持帰り売払ふ始末不届に付、存命ならば大坂え差遣、牢舎可申付一処病死いたし、右之外石州外之浦安吉、讚州馬木村仲藏は吟味以前、同村重助、平右衛門、芸州瀬戸田町新兵衛、阿州鞆浦嘉兵衛、高原村貞次郎、別宮浦栄蔵は吟味中是又病死いたす間、一同其旨存べし。

右申渡趣請書并證文申付る。

其方共儀、不埒之筋も不三相聞間、一同無儀。

宗对馬守家来 国分次郎兵衛
 松平右近将監家来 滝沢岩之丞

松平周防守家来 山根作平
 石川日向守家来 松井久兵衛

伊東播磨守家来 稻村 鼎

可レ有レ之と源蔵申合、兼而雇入置水主阿州鞆浦嘉兵衛外式人并其以前八右衛門船に乗組罷越す芸州瀬戸田町新兵衛外式人を案内に頼、類船讚州馬木村重助外式人、一同右嶋え渡越、魚漁又は伐木いたし、既出帆之節、重助より松平周防守家老召任橋本三兵衛え渡海之趣相届る節、表立難レ及指図旨申聞る段承知いたし、如何と乍心附二渡海いたし、材木并草

右之通申渡間、得其意、銘々主人之可三申聞、且次郎兵衛は対馬守家来杉村但馬儀、朝鮮國御用向取扱ふ役筋に付、御咎に相成上は、以来右御用向に携る役儀は申付間敷、并無宿八右衛門其外之もの共、右躰御制禁を犯す段は、畢竟松平周防守家来岡田頼母事秋斎、松井図書等不届と相聞、右は苟も御団体え

拘り不三容易筋に付、嚴重に吟味之可レ被レ及御沙汰処、兩人とも石州浜田に於て自殺いたすに付、不被及三其儀間、右之趣は又主人之可三申聞。但次郎兵衛は請書申付る。

松平阿波守家来 集堂小兵太

但請書申付る。
 申十二月廿三日

△粘入半切に認

御家来 大森綱次郎父 大森羽客

主人領分阿州下助任村船乘藤右衛門儀、竹嶋を朝鮮國附屬之地とは不三相弁とも、元石州松原浦に罷在る八右衛門、領主家来より内意請、同人俱々大坂安治川南式丁目善兵衛等渡海いたす由に而、右嶋方之様子善兵衛外式人より藤右衛門承り、同様渡海いたすならば徳分も可レ有レ之と大坂新戎町源蔵申合、兼而雇入置水主阿州鞆浦嘉兵衛外式人、并其以前八右衛門船に乗組罷越す芸州瀬戸田浦新兵衛外式人を案内に頼、類船讚州馬木村重助外式人一同、右嶋え渡越、魚漁又は伐木いたし、既出帆之節、重助より松

右之もの儀、松原浦無宿八右衛門等朝鮮國附竹嶋え渡海いたし候一件引合に付呼出遂吟味一候処、不埒之筋も不三相聞間、無構段、大久保加賀守殿伺之上申渡候。

△右増山河内守家来間片儀八郎、評定所え呼出、於二之間新十郎より書付相渡す。但請書は不三申付候。△内、朱書一校注

△高安彦太郎〔勝仕〕語るは、薩州の臣曾昌逾〔故柴翁とのトとき、曾昌桂と云し臣、本草に委し。予も時には文通せしが、蓋し其子か。昌桂は既に没

之趣相届候節、表立難レ及指図旨申聞る段承知いたし、如何と乍心附二渡海いたし、材木并草根等持

玉造与力

伝次兵衛惣領

大井岩太郎

其外浪人大勢

般若寺村庄屋

忠兵衛

守口宿賀屋

三郎兵衛

東町奉行同心

返り忠

平山助次郎

一、右は、最初跡部へ遺恨之由申触、全く切支丹之由。

一、十八日夜、浪人門人とも、大阪金持共え巡行、金子無心参り候由。

右の記を読めば、何とか実記と覚ゆ。されども流石官軍の語は、世に謂ふ鼠屎沙汰にて、賊は悪く思ふは宜なり。然り、予が輩の意にも、塩氏は真情に好くは思はず。されば遠州が風説記として示せしは、心有為方と思はる。

御稿本一覽、よく御取集之儀と御座候。則完上

十二の小尽

多比良

なかむらゆきひこ
中村幸彦

1911年、兵庫県生。京都大学国文科卒。

専攻 日本近世文学。

主著 『戯作論』(角川書店)、『近世文藝思潮攷』
(岩波書店)、他。

なかのみつとし
中野三敏

1935年、福岡市生。早稲田大学大学院日本文学専攻修了。

現職 九州大学文学部教授。

専攻 日本近世文学。

主著 『近世新崎人伝』(毎日新聞社)、『戯作研究』
(中央公論社)。

甲子夜話三篇3〔全6巻〕

東洋文庫 418

1983年2月18日 初版第1刷発行

定価 1,700円

校訂者 中村幸彦
中野三敏

東京都千代田区三番町5番地

発行者 下中邦彦

印刷 東洋印刷株式会社
製本 株式会社 石津製本所

発行所 郵便番号 1002 東京都千代田区三番町5番地
電話 03-265-0451
振替 東京8-29639 株式会社 平凡社

© 株式会社 平凡社 1983 不良本は、直接読者サービス係で
Printed in Japan お取替え致します(送料小社負担)。